

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、町方町・通横町第一地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同法第19条第2項の規定により公告する。

令和5年3月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 組合の名称

町方町・通横町第一地区市街地再開発組合

2 施行地区に含まれる地域の名称

沼津市町方町60-1番の一部、61番、62番、63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番、70番、71番、72番、73番、74番、75番、76番、77番、78番、79番、80番、81番、82番、83番、84-1番、84-2番、119番の一部、120番の一部、121番の一部、122番の一部

沼津市八幡町161番の一部、163番の一部

3 事務所の所在地

沼津市町方町43番

4 設立認可の年月日

平成30年3月12日

5 事業施行予定期間

事業計画認可公告の日から令和10年12月まで

6 定款の変更の認可の年月日

令和5年3月24日